



報道資料

令和3年3月18日

1 件 名 山口市議会改革に関する検討結果について（答申④）

2 日 時

3 場 所

4 内 容

これまでの議会改革の取組をさらに推進するとともに、議会活動の充実強化のための改革に関する協議を行うための組織として設置した「山口市議会議会改革検討協議会」より、令和2年6月15日付で議長から当協議会へ諮問した山口市議会改革に関する検討事項について、別紙のとおり答申を受けましたのでお知らせします。

5 出 席 者

6 問い合わせ 山口市議会事務局 金田・横沼
TEL 083-934-2854

令和3年3月16日

山口市議会議長 坂井芳浩様

山口市議会議会改革検討協議会
会長 山本貴広

山口市議会改革に関する検討結果について（答申④）

令和2年6月15日付で議長から諮問のあった山口市議会改革に関する検討事項のうち、一定の結論に達した事項について、下記のとおり答申します。

記

1 答申事項

議会活動の充実強化のための改革に関する事項のうち議長が必要と認めた諮問のうち、以下の1項目。

【諮問事項29】 「政務活動費の手引き」の見直しについて

2 答申内容等

別紙のとおり

質問事項 29	<p>「政務活動費の手引き」の見直しについて</p>
質問内容	<p>政務活動費の支出に係る判断基準や手続きを定めた「政務活動費の手引き」について、過去の判例等を参考に政務活動のあり方を再確認したうえで、按分の考え方を取り入れながら、具体的な改正案を協議する。※政務活動費の額、透明性の確保（領収書の公開）に関する議論は、改正した手引きにより、実際に運用を行った後に、改めて、その運用状況や支出状況等を勘案し、議論することとする。（令和2年3月13日付山口市議会議会改革検討協議会答申より）</p>
答申内容	<p>議員の政務活動は多岐にわたることから、まずは広報紙を発行した場合の費用について、政務活動費とその他の費用との按分に関する規定を「政務活動費の手引き」に追加すべきとの結論に至った。</p> <p>政務活動費の手引きの改正案は以下のとおり。（第3章第3項に第3号として追加する）</p> <p>（3）広報紙を発行した場合の費用の按分対応について</p> <p>ア 広報紙の内容に政務活動と政務活動以外の活動に関する記載がある場合は、それぞれの記載内容の面積割合など合理的な方法により按分して充当することとします。なお、紙面の内容は、主として政務活動に関する内容とすることとします。</p> <p>[解説]</p> <p>按分方法は面積接分を基本とする旨を定めるものです。</p> <p>なお、あくまで政務活動に関する広報紙であるため、主たる内容が後援会活動や選挙活動等政務活動以外の活動とはならないよう、紙面づくりに配慮を求めています。</p> <p>イ 政務活動と政務活動以外の活動に関する記載内容が混在するなど明確に区分できない場合は、社会通念上、妥当な割合で按分して充当することとします。</p> <p>[解説]</p> <p>面積接分が適当でない場合の取り扱いを定めるものです。</p> <p>例としては、文章自体に様々な内容が混在している場合や、写真、図、イラスト等を按分する場合が考えられます。</p>
附帯意見等	<p>今後の政務活動費の執行状況を踏まえ、「政務活動費の手引き」の他の項目についても引き続き検討を行う。</p>